

・本指針は全学的な観点によるものであり、大学病院関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とする。
 ・各部局等においては、円滑な対応を行うため、本指針に沿って個別に判断する必要がある。
 ・本指針は、今後の状況に応じて、適宜、見直しを行っていく。

琉球大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動制限指針 (令和2年5月14日版)

令和2年5月14日
危機対策本部

| レベル | 入校制限等 【開門状況】 | 教育活動 | | | 研究活動 | | 大学運営 | | 目安・状況等 (注1) | |
|-----|---|---|--|--|---|---|--|--|---------------------------------|----------------|
| | | 講義、演習、実習等 | 学生の課外活動 | 学生の学内立入 | 教職員 | 学生 | 事務体制 | 学内の諸会議 | | |
| 0 | 制限なし 【全門開門】 | 通常どおり | 通常どおり | 制限なし | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 平常時（感染症の流行がない） |
| 1 | 制限あり（軽微） ※各自で三密を避ける 【全門開門】 | 原則、遠隔講義等にて実施 学生は自宅での受講を推奨 ※感染拡大防止の措置を講じた上で対面講義等の実施を可とする | 下記（注2）に留意した上で実施 ※原則、他県等への遠征や交流は禁止する | 制限あり ※三密を避ける等の感染拡大防止に留意した上で立ち入り可とする | 感染拡大防止の措置を講じた上で実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で勤務 | 感染拡大防止の措置を講じた上で対面会議を実施 ※オンライン会議を推奨する | 県内に感染者がいない状態、または、それに近い状態 | |
| 2 | 制限あり（小） ※当該部局で注意喚起を行う 【全門開門】 | 原則、遠隔講義等にて実施 学生は可能な限り自宅で受講 ※感染拡大防止の措置を講じた上で、かつ、部局長等の承認を得た場合にのみ対面講義等の実施を可とする | 全面禁止 | 制限あり ※三密を避ける等の感染拡大防止に留意した上で立ち入り可とする ※ネット環境等に支障等がある学生はネット環境等の整った講義室等を利用することができる | 感染拡大防止の措置を講じた上で実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で勤務 | 原則、オンライン会議にて実施 ※感染拡大防止の措置を講じた上で対面会議の実施を可とする | 県内で感染者が単発的に発生している状態、または、それに近い状態 | |
| 3 | 制限あり（中） ※一時的または一部の建物閉鎖等もあり得る 【全門開門】 | 原則、遠隔講義等のみ実施 原則、学生は自宅で受講 ※感染拡大防止の措置を講じた上で、かつ、教職課程や国家資格などで真に必要とされ、部局長等の承認を得た場合にのみ対面講義等の実施を可とする | 全面禁止 | 制限あり ※ネット環境等に支障等がある学生はネット環境の整備及び感染拡大防止の措置が講じられ、かつ、部局長等が指定する講義室等を利用することができる | 感染拡大防止の措置を講じた上で継続を必要とする研究を実施 | 制限あり 大学院生については、指導教員による感染拡大防止の措置及び指導の下、細心の注意をはらって研究を実施 | 一部の職員(妊婦等)について在宅勤務を活用した勤務体制の推奨 | 原則、オンライン会議のみ実施 ※危機対策本部や危機管理に係る会議を除く | 県内で感染者が断続的に発生している状態、または、それに近い状態 | |
| 4 | 入校禁止（大） ※エリアを限定した措置もあり得る 【北門のみ開門】 | 遠隔講義等のみ実施 学生は自宅で受講 ※教員については、遠隔講義等の実施のため、やむを得ない場合、かつ、安全が確認された場合に限り校内（建物内）への立ち入りを可とする | 全面禁止 | 入校禁止 ※ネット環境等がなく遠隔講義等を受講することができない学生には別途、教育的配慮（教材の送付等）を行う | 新型コロナウイルス対策に直接関わる研究以外は停止 ※下記（注3）に該当する場合に限り、必要最小限の研究スタッフの立ち入りを可とする ※安全確保のため、単独での作業は避けること | 入校禁止 ※下記（注3）に該当する研究スタッフとして認められた大学院生に限り、安全確保のため単独作業は避けた上での立ち入りを可とする | 在宅勤務を活用したローテーションによる勤務体制の実施 | オンライン会議のみ実施 ※危機対策本部や危機管理に係る会議を除く | 県内で感染者が連続的に発生している状態、または、それに近い状態 | |
| 5 | 入校禁止（大） ※一部施設が立入可となる場合あり 【北門のみ開門】 | 遠隔講義等のみ実施 学生は自宅で受講 ※教員については、遠隔講義等の実施のため、やむを得ない場合、かつ、安全が確認された場合に限り校内（建物内）への立ち入りを可とする | 全面禁止 | 入校禁止 ※ネット環境等がなく遠隔講義等を受講することができない学生には別途、教育的配慮（教材の送付等）を行う | 新型コロナウイルス対策に直接関わる研究以外は停止 ※下記（注3）に該当する場合に限り、必要最小限の研究スタッフの立ち入りを可とする ※安全確保のため、単独での作業は避けること | 入校禁止 ※下記（注3）に該当する研究スタッフとして認められた大学院生に限り、安全確保のため単独作業は避けた上での立ち入りを可とする | 在宅勤務を活用したローテーションによる勤務体制の実施 | オンライン会議のみ実施 ※危機対策本部や危機管理に係る会議を除く | 大学に対して国や県から緊急事態による休業の要請がされた場合 | |
| 6 | 全学の入校禁止 【北門のみ開門】 | 遠隔講義等のみ実施 学生は自宅で受講 ※教員は、遠隔講義等を自宅から行う（校内での実施は不可） ※施設の維持管理や危機管理のため、安全が確認された場合に限り校内（建物内）への必要最小限の立ち入りを可とする | 全面禁止 | 入校禁止 ※ネット環境等がなく遠隔講義等を受講することができない学生には別途、教育的配慮（教材の送付等）を行う | 全ての研究を停止 ※大学機能の最低限の維持、施設の維持管理及び危機管理のための必要最小限の立ち入りのみ可とする ※安全確保のため、単独での作業は避けること | 全学生入校禁止 | 大学機能の最低限の維持、施設の維持管理及び危機管理のための必要最小限の勤務体制の実施 ※上記以外の職員には在宅勤務を命じる | オンライン会議のみ実施 ※危機対策本部会議を除く | 学内で感染蔓延の状態にあると判断された場合 | |

(注1) 本指針は、「感染しない、感染させない」ことを目的としてレベル毎の制限の考え方を目安として示したものである。レベルは学内や国内外の状況等も踏まえた上で決定し、また実際の対応に際しては、沖縄県保健医療部に確認・相談して判断することとなる。

(注2) 屋内・屋外に限らず、感染拡大防止の措置を講じ、顧問の監督下（または許可を得た上）で活動すること。ミーティング等は、オンライン等にて実施することとし、複数名での飲食を伴う会合（歓迎会・壮行会・激励会など）は、自宅・飲食店を問わず禁止する。

(注3) 次の①及び②の業務は可能な限り速やかに終了させること。また、安全を確保するために、単独での作業は避けること。

① 継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究スタッフ

② 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に係わる研究スタッフ

③ 機器類のメンテナンスや飼育生物の維持、その他自宅に対応できない緊急の業務などのために入室の必要がある研究スタッフ

特に、令和2年4月17日付け文部科学省高等教育局長からの文書「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」4.(2)③「大学等における研究活動について」に例示された(ア)～(カ)のような場合の対応について、該当する部局等において留意すること。